



野原 恵子 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)



日本では1999年「男女共同参画社会基本法」が制定されたが、ジェンダーギャップ指数で世界116位(2022年)と深刻な遅れがある。

日本の女性の社会的地位の低さ、男女の賃金格差、性暴力やパワハラ・セクハラなど女性の人権に対する低さが明らかになっている。その背景には、明治時代に強められた家父長制度の下、子育てや介護は女性が担うもの、男性は働いて収入を得るものなど、性別役割分担の考えが根強く残っており女性の自立の障害につながっている。

また、性別・性的指向にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、対等に社会参加できるようにと声を上げ始めている。

町の施策は、一人ひとりが無意識に人権意識のゆがみを持っていないか検証し、ジェンダー平等の視点で進めていくことが求められていることから、以下について伺う。

問

ジェンダー平等施策のさらなる推進を

答

誰もが正しい理解と知識を持って、社会全体で共有していくことが大切である

(1)「ジェンダー平等」に対する町長の認識は。

(2)「男女共同参画基本計画」策定に向けた進捗状況と計画に基づく具体的な施策は。

(3)町の付属機関に女性の参加促進の考えと登用状況は。

(4)女性職員が力を発揮できるように研修の場や環境整備を。

(5)ひとり親世帯への経済支援として親の医療費の(外来)助成を。

町長

(1)「男だから」「女だから」といった固定的な概念によって、生き方や働き方などの選択肢や機会が失われることがなくなるよう、社会的・文化的につくられた性別であるジェンダーを問い直し、男女の別なく誰もが一人の人間としてその人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、社会が実現されなければならぬものと認識している。

(2)第6期総合計画に男女共同参画に関する記述はあるが、具体的な施策の体系等に関する記載がない

ため、計画策定の取り扱いとはなっていない。  
計画策定に向け、本年1月に性の多様性について職員研修を実施し、全職員共通の認識と理解を深めた。

今後、策定委員会を設置して計画の策定、議会への説明やパブリックコメントの実施等を経て、令和6年度中の策定に向け準備を進めている。  
(3)平成12年9月に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、町民参加を推進しており、この条例に基づき、付属機関の委員を任命する場合は、定員の概ね3割を目標に公募している。  
委員の改選期には、付属機関の担当部局などから積極的な呼びかけや働きかけを行い、女性をはじめ多くの方に参加を促している。  
付属機関への女性の登用状況は、令和5年2月末現在、38機関で委員総数524人、このうち女性委員は33機関で委員数は157人、

委員総数に占める割合は、30.0%となっている。

(4)研修の場については、女性・男性を問わず、経験年数や職責に応じ必要となる研修の機会を設けている。

また、日常業務における日々の学びが、一番効果が期待できると考え、管理職が所属職員に問いかけを行っている。

環境整備については、女性が安心して働き続けられるよう、家庭と仕事の両立を支援する体制を整えることが重要と認識し、職員に対し、育児参画に関する意識の醸成を図りながら、互いに助け合い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努める。

このほか、令和2年11月に「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、職場におけるセクシャルハラスメントの防止と相談体制の整備を行った。

(5)ひとり親家庭等に対する支援策の中では重要な施策であり、かつ極めて政治的な判断を要することから、現時点での答弁は控えたい。